

令和7年6月10日

三島市立錦田小学校保護者各位

三島市立錦田小学校
校長 入野 康孝

教職員の生徒指導に係る共通ルール及び相談窓口について

日頃より錦田小学校への教育活動にご協力いただきありがとうございます。

さて、近年、教職員と児童生徒・保護者との間の連絡手段として、ソーシャルネットワーキングサービスや電子メール等（以下「SNS 等」という。）が活用されることがあります。

しかしながら、児童生徒性暴力等による懲戒処分等が行われた事案において、教職員と児童生徒との間で SNS 等を用いた私的なやりとりが行われていた事案が見受けられたことから、文部科学省及び静岡県教育委員会は、各学校に対し、SNS 等の取扱いに関しルール等を定めるとともに、そのルール等について、教職員のみならず、保護者等にも周知するよう通知しています。

こうした通知を受け、本校でも別紙「教職員の生徒指導に係る共通ルールについて」のとおり、共通ルールを定めておりますのでお知らせします。

保護者各位におかれましては、児童生徒へ御指導いただくとともに、本校の対応について御理解、御協力のほど、よろしくお願ひします。

三島市立錦田小学校
TEL 055-975-0042
教頭 渡邊 喜治

教職員の生徒指導に係る共通ルールについて（三島市版）

I 児童・生徒との携帯電話での連絡及びメール・SNS の使用について

(1) 平日における携帯電話での連絡について

- ア 生徒へ連絡を行う場合は、生徒の携帯電話には行わず、生徒宅の固定電話か、保護者の携帯電話に連絡を行う。左記連絡先への連絡が取れない場合、学校の電話を使用して生徒の携帯電話に連絡をとる。
- イ 生徒からの連絡は、教職員個人の携帯電話ではなく、学校の電話に連絡するよう指導する。
- ウ 緊急の連絡を必要とする場合、又は生徒の安全・人命等に影響を及ぼす場合で、早急に生徒の居場所等を特定する必要がある場合は、この限りではない。

(2) 休日等に携帯電話・メール・SNS を使用する場合について

- ア 教職員と生徒の間で携帯電話・メール・SNS を使用する場合は、教育活動（部活動・行事指導等）で、かつ関係生徒全員に関わる場合に限ることとし、個人的な指導や私的なやりとりは一切行わない。原則として「ラインズ連絡メール2」を使用する。
- イ 教育活動で全員に関わる場合であっても、その趣旨を保護者に十分説明するなど、保護者から誤解を受けないように努めることとする。

2 生徒との面談や相談等の実施方法について

- ア 生徒との面談や相談等は、原則として電話（携帯電話を含む）やメール・SNS を使用して行わない。
- イ 原則として校内又は保護者在宅時の生徒宅で実施する。
- ウ 実施する場合は、教職員個人で対応せず、組織的に対応し教職員間で情報を共有し透明性を高める。
特に、突発的な個人面談や相談等については、教職員間の報告・連絡・相談を密にし、教職員個人で対応しないようにする。
- エ やむを得ず、1対1で実施する場合は、密室とならないよう、実施する部屋の窓や扉を開けるなど疑義を受けない等の配慮をするとともに、管理職又は他の教職員にあらかじめ伝えておく。

3 教職員の自家用車への生徒の乗車について

原則として、自家用車には生徒を乗車させない。ただし、緊急等の場合を除く。

4 その他

上記1～3の共通ルールでは対応できないような状況が発生した場合は、管理職の許可を得て対応する。

<錦田小学校のハラスメント相談窓口>

三島市立錦田小学校では、ハラスメントに関する相談に対応するため、次の教職員を相談員に指名しています。

● 相談員の職、氏名

- ・教頭 渡邊 喜治、県事務 桑原 慎也
- ・養護教諭 小池 帆南



● 相談内容（例）

- ・児童生徒に対する不適切な言動・指導（体罰・乱暴な言葉・威圧的な指導等）
- ・教職員に対する不適切な言動・指導、教職員の対人関係（セクハラ・パワハラ）
- ・保護者に対する不適切な言動（電話対応等）
- ・児童生徒の対人関係（いじめ・不登校等）・・・等

=====

<静岡県教育委員会の通報窓口>

教育委員会では、教職員による不正行為等の未然防止及び早期発見を図るため、通報窓口を設置しています。

● 通報の窓口（教育総務課勤務条件・監察班）

電話：0120-793-242
E-mail：kyoiku-tuho@pref.shizuoka.lg.jp
文書郵送先：〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号
静岡県教育委員会教育総務課勤務条件・監察班宛



● 通報の対象者

教育部及び県立学校に勤務する教職員並びに市（指定都市を除く）町立学校に勤務する県費負担教職員（臨時及び会計年度任用職員を含む）

● 通報の対象

- ・職務の内外を問わず法令に違反すると考えられる行為
- ・職務上の義務に違反すると考えられる行為
- ・その他公正な職務の執行を損うおそれのある行為
(※ ハラスメントに関する通報も受け付けています。)

● その他

- ・匿名による通報も可能です。なお、匿名による通報の場合、通報者に対する調査結果等の回答は行いません。
- ・通報窓口には女性職員もおります。セクシュアル・ハラスメントの通報など、女性職員による対応を希望される場合は、その旨お申し出ください。